

特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4 Tel 0547-34-3370 Fax 0547-34-3371



イマジン通信

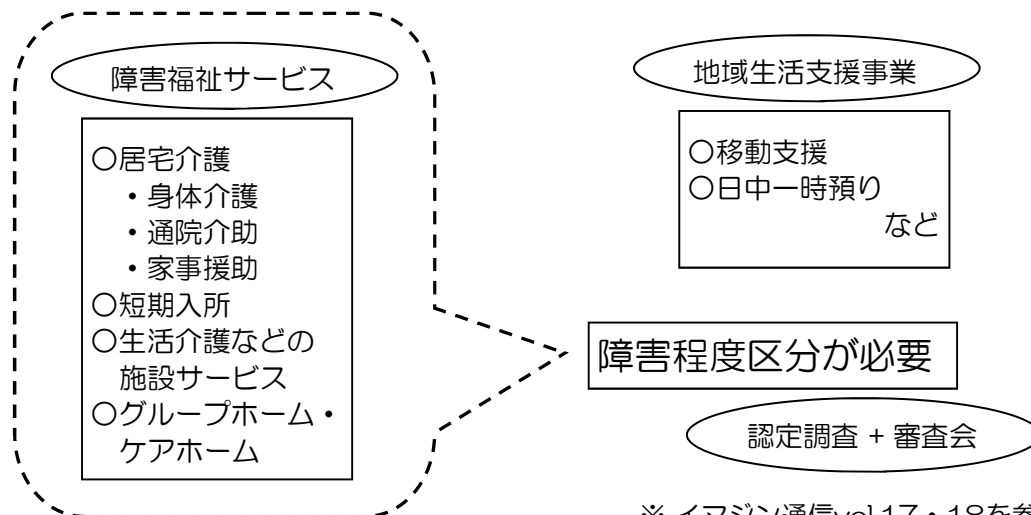
Vol.19

10月からの障害者自立支援法

いよいよ10月になり、障害者自立支援法の福祉サービスの変化が始まりました。いろいろなご意見・ご感想はあると思いますが“複雑になった”という声が多く聞こえてきますので、いくつかのテーマごとに説明をしていきたいと思います。

◆◇ 受給者証について

サービス利用をされていた方のところには新しい受給者証が届きだと思えます。受給者証の中で間違いやすいのが“障害程度区分”です。“障害種別”という欄の数字を見て間違った把握をされている方がいます。障害種別は、身体障害者が1、知的障害者が2、精神障害者が3と表示されています。この欄は障害の種別を表しています。“介護給付費の支給決定内容”というところに障害程度区分は表示されています。島田市では自立支援法の受給者証に地域生活支援事業（移動支援、日中一時預り…など）の支給内容も記載してあるので、この欄に表示のない方は自立支援法のサービスを利用する意思表示をしなかった方です。つまり、地域生活支援事業のみ利用したい方になります。藤枝市、牧之原市など受給者証を制度ごとに分けているところでは児童を除いて必ず受給者証に記載があります。



※ イマジン通信vol.17・18を参照

◆◇ サービスの支給内容について

10月は新法への移行が優先されたので、支給内容の変更は受け付けてもらえなかった方が多かったと思いますが、**使い方の変更は常にできます**。新しい制度を上手に使う本人の為に地域生活を送りましょう。その為には、生活を見直し支援のポイントを探してみたいと思います。イマジンではケアプラン（どのサービスをどのようにどのくらい使って生活するか）の作成をしますのでお気軽にご相談ください。

居宅介護の使い方としては、グループホーム・ケアホームを見越して掃除、洗濯、料理などの家事援助、着替えや排泄行為、入浴行為など身の介護・介助などの身体介護を使った生活をするのもいいと思います。今まで家族（特に母親）が担ってきたことを本人に託す、「本人ひとりで出来るわけが…」と思う事こそヘルパーを使って本人らしい生活をしてもらいましょう。

また、今まで通院をするときに移動介護の支給を受けていた方がいると思います。通院は居宅

介護の身体介護での支給です。地域生活支援事業の移動支援でも出来ますが、居宅介護で身体介護の通院介助を支給してもらい、移動支援は別の移動を支援してもらったほうがいいと思います。しばらく歯医者に通うことになった…とか皮膚科に定期的に通うなどでも支給が受けることができます。今月だけ必要！なども支給してもらいましょう。本人に必要な支援は受けていくようにして欲しいものです。

◆◇ 障害程度区分の影響について

しかし、ここで大きく影響してくるのが障害程度区分です。区分によっては支給を受けることが出来る時間数が違ってきます。つまり、必要でも区分によっては支給を受けることが出来ない！ということが起きます。障害程度区分が大きく影響するのは居宅介護などの訪問系のサービスだけです。短期入所や通所施設の日数には影響ありません。

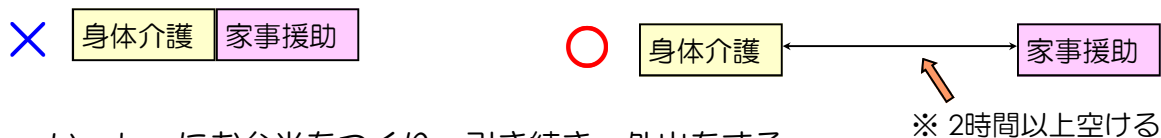
今はまだどの施設も新法のサービスに移行はしていません。9月までの内容で行っています。今後5年の間に施設系のサービスが変化してきます。既存の施設が新法の施設系サービスを始めたときには、新法の基準で利用者が決まります。この基準のひとつに障害程度区分があります。つまり、障害程度区分によって利用できる施設系サービスと利用できない施設系サービスがあるということです。どんなに“利用したい”“今まで利用していた”としてもこの基準は変わりません。ということは、どんな施設系サービスに変化するのかが大きな関心時です。この動きは小規模授産所も例外ではありません。措置で行われている小規模授産所は、今後、自立支援法の施設系のサービスに移行していきます。その時は“何をする施設なのか？”と“自分の程度区分で行けるのか？”が選択のポイントになると思います。この地域の施設の情報に敏感になっておく必要があります。

◆◇ サービスの使い方について

9月までは身体介護、家事援助、移動介護のサービスを連続させての利用する場合、または同じサービスで支援内容が異なる場合のサービス提供に下記のルールがありました。

《9月までの使い方》

【例1】 入浴介助をしてもらい。引き続き、食事を作ってもらおう。



【例2】 いっしょにお弁当をつくり。引き続き、外出をする。



例1・2のように生活の流れとは別にサービスとサービスの間隔を2時間以上空けなくてはなりません。10月からは例1の場合は居宅介護とは別に“重度訪問介護”というサービスができました。例1のように複数のサービスを同時に使うのが日常的な障害程度区分5以上の障害者のみに支給されるサービスです。障害程度区分4以下の障害者は今まで通りに間隔を2時間以上空けなくてはなりません。

例2のような場合は、居宅介護から移動介護のサービスが無くなり、代わって市町が行う地域生活支援事業として“移動支援”を使うことができるようになりました（イマジン通信vol.17を参照）ので、家事援助は居宅介護、移動支援は地域生活支援事業となり、それぞれが別の制度になったので連続して利用することが出来ます。





◆◇ サービスの使い方について（地域生活支援事業）

市町が行なう地域生活支援事業の中でも皆さんの生活に関係の深い事業としては“移動支援”と“日中一時預り”があると思います。

移動支援は、前記したように移動介護の代わりですが、市町が行うようになり各市町によって支給量や使い方が異なります。使い方の参考として、島田市と藤枝市に共通して10月からの大きな変更点としては

- スタート・ゴールが同じならば自宅以外をスタートにしてサービスを受けることが出来る。
例えば、駅でヘルパーと待ち合わせ、プールでヘルパーと待ち合わせなど…これは、その地点まで本人の能力で移動可能ならその部分には支援は要らないという場合になります。（島田市、藤枝市共に）
- 学校や小規模授産所、通所施設などの基本的な日中活動への送迎が出来る。もちろん車の使用は禁止です。徒歩、若しくは公共交通機関の利用になります。但し、常用ではなく緊急時など突発的な事態への対応などの、家族では対応ができない状態のときに限る。（島田市は後日正式に細部説明があった時点でお知らせします。藤枝市はライフサポート事業の送迎サービスの利用方法にて利用）
- ひとりのヘルパーによる複数利用者の対応が出来る。
ヘルパー1に対して利用者2人を想定しているようです。この場合、利用料も時間数も利用者間で折半になります。つまり半分づつということです。（島田市、藤枝市共に）

上記以外にも変更点はありますが、まだまだ具体的に決まっていないことが多く、実際に利用する際には、サービスを提供する事業所と利用者間で決めておかななくてはならないこともあり、市町の想定が細部まで考えられていないのが現状です。支援内容をサービスを提供する事業所と打合せをして、正しい使い方の確認は必ずしましょう。

日中一時預りは、今までの短期入所（ショートステイ）の日帰り利用の代わりです。10月からの短期入所は宿泊のみです。日中の6～8時間以内であれば0.5日分として計算されるので2日の支給を受けているのならば、4回利用できることになります。但し、短期入所を前提に考えられたサービスですので、緊急時など必要性を重視したサービスになります。サービス提供事業者も今までの短期入所の施設が基本になります。

と、ここまでテーマを分けて説明してきましたが、実際の利用をする際には、お住まいの市町福祉課窓口を確認を取ってください。急いで施行した新しい制度ですので皆さんの問い合わせが使い方を決めていきます。もちろんイマジンまでお気軽にお問い合わせくださっても結構です。

グループホーム学習会

いよいよ始めます。会員の皆さんを中心に以前より関心と要望の多かった“グループホーム学習会”を開催します。この学習会では「グループホームって何？」から始まり、グループホームでの生活、金銭的な負担、年金との関係、建物、制度の内容など**実際に行うことを前提としたシュミレーション**をすることで**具体的に現実的に考えていきます**。皆さんが持つ疑問・要望・思いなどを出し合い、共有しながらグループホーム設置に向けて準備を進めていく機会とします。イマジンでは既に2名の方がいまじんの家にて自立に向けた生活をしています。そして、数名の方からグループホーム入居への希望の声が届いています。地域生活を安心して過ごすためにも必要不可欠な居住サービスです。皆さんの参加と協力をお願いします。

- 開催日 11月15日(水)、22日(水)、29日(水)
午前の部 10:00～12:00 夜の部 19:00～21:00
- 場 所 イマジン 2階

※ 参加希望の方は前日までにイマジンまでご連絡ください。複数回の参加も大歓迎です！



平成18年度の会員になっていただきありがとうございます。

◇ 正会員 ◇

☆内藤 隆様

☆亀井 由季子様

☆漆畑 光時様

☆加藤 泰雄様

◇ 賛助会員 ◇

☆高橋 聡子様

年会費の受付は現在も行なっています。新規の会員も継続の会員も大歓迎です。年会費はイマジンまでお持ちになっても振り込まれても結構です。引き続きご協力をお願い致します。

振込先 静岡銀行 島田支店 普通 0606771
特定非営利活動法人イマジン 理事 澤島 直通



9月の実績

9日 デイサービス 「千葉山」
17日 サロン (あすか)

10月の実績

1日 島田市手をつなぐ育成会
“グループホーム・ケアホームについて” 講演
8日 デイサービス「静波海岸」
15日 サロン (あすか)
19日 3市2町3障害連絡調整会議

11月の予定

9日 デイサービス 「長島ダム」
15日 グループホーム学習会
17日 サロン (あすか)
22日 グループホーム学習会
28日 グループホーム学習会

12月の予定

17日 サロン (あすか)
29日 } 冬期デイサービス
30日 }

お知らせ

私、結婚しました

イマジンのスタッフでヘルパーとしても活躍していただいています鈴木 忍さんが10月14日(土)にめでたくご結婚されました。旦那さんも障害福祉の方ですから、結婚されてもより一層地域福祉へのご尽力をしていただけると思います。本当におめでとうございます。



連絡先 特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4

TEL 0547-34-3370

FAX 0547-34-3371

e-mail imagine@za.tnc.ne.jp

URL <http://www3.tokai.or.jp/imagine/>